

# 共済会・互助会などを運営されている方へ保険業法改正に伴う金融庁からのお知らせ

## I 保険業法改正の経緯・概要

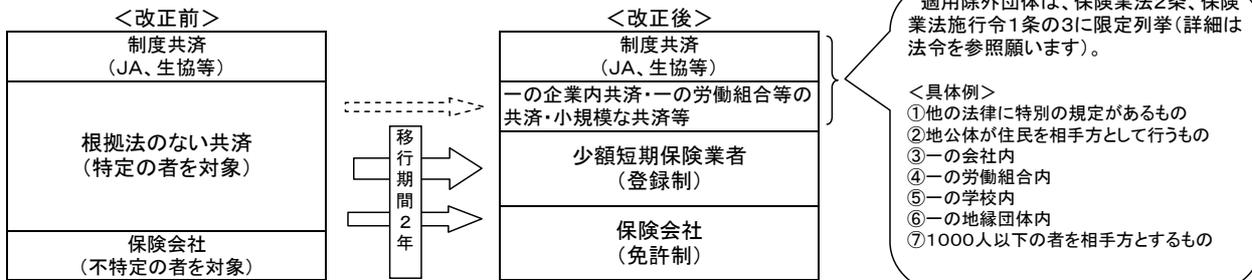
<改正前:平成18年3月末まで>

- 不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業が法の規制対象
- 任意団体等で特定の者に対して保険業類似の事業を行うものについては、法規制や監督官庁がない。(JA共済等の制度共済は別途の法規制あり。)

<改正後:平成18年4月1日から>

- 契約者保護の観点から、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業に、原則として保険業法の規定を適用。
- 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制の「少額短期保険業」制度を創設
- 既存の事業者には、2年間の移行期間を設ける等所要の経過措置を適用

## II. 制度移行のイメージ図及び適用除外団体など



※民法上の公益法人(社団法人・財団法人)は適用除外ではありませんが、主務官庁の監督の下、保険業法の規制の一部を適用するという経過措置が置かれました。当該経過措置は、いわゆる公益法人改革整備法(平成18年法律50号)による保険業法の改正により平成25年度中には終了し、保険業法が全面的に適用されることとなります。

## III. 共済会・互助会等を運営している方へ!

**特定保険業者の方は、本年9月30日までに各財務局へ届出する必要があります(※)。**

**※届出書類を提出しない場合、罰則の対象となります。**

○平成18年4月から、保険業法の改正に伴い、適用除外となるものを除いて、人の死亡・疾病・傷害等が発生したときにお金を払ったり、偶然の事故によって生じた損害を補償することを約束して、掛金を受け取る(※)ことは原則、保険業法の適用対象となります。

※共済(互助)給付金に対する掛金等と明示されていない場合でも、会費の中に掛金等相当額が含まれているもの、売買及び請負代金等の一部に掛金等相当額が含まれているものは掛金を受け取ることに相当する場合があります。

○保険業法の適用除外となるものは、法令に限定列挙されています。当該個別の適用除外規定に完全に即したものでない場合には保険業法の適用除外とはなりません。たとえば、「一の会社内共済」や「一の連結対象グループ内共済」について、フランチャイズチェーンや資本関係のない会社同士をこれらに該当するものとみなすことはできません。

○平成18年4月から改正保険業法が施行されており、保険業法の適用となる共済会・互助会等の団体の方は保険業法上、「特定保険業者」に該当し、保険業法に基づく規制の一部(募集規制、業務報告書の提出等)が適用となり、平成18年9月30日までに各財務局へ届出を行う必要があります。

○なお、個々のケースにより判断されることとなりますが、共済会・互助会等の支払う金銭が団体内の慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内であれば「保険業」にあたらない場合もあります。

○ご不明な点は、各地域の財務局で相談窓口を設けておりますので遠慮なくご相談ください。

## IV お問合せ先

各財務局の連絡先は以下のとおりです。

○北海道財務局 : 011-709-2311 ○東北財務局 : 022-263-1111 ○関東財務局 : 048-600-1288 ○北陸財務局 : 076-292-7855  
○東海財務局 : 052-951-2494 ○近畿財務局 : 06-6949-6350 ○中国財務局 : 082-221-9221 ○四国財務局 : 087-831-2131  
○九州財務局 : 096-353-6351 ○福岡財務支局 : 092-411-7281 ○沖縄総合事務局 : 098-862-1944